

簡 易 版

事業のサポーター

助成金制度のご案内

令和元年 6月

福岡労働局 福岡助成金センター・ハローワーク(公共職業安定所)

助成金(ハローワーク関連)申請書類の提出先について

ハローワークで取り扱っている各種助成金に関する全ての業務は、福岡労働局「福岡助成金センター」に集約しています(雇用調整助成金については、北九州雇用調整助成金臨時窓口でも取り扱っています)

ただし、特定求職者雇用開発助成金及びトライアル雇用助成金につきましては、下表のとおりとなりますので、お間違えないようにご注意ください。

ご不明な点は、福岡助成金センター又はハローワークへお問い合わせください。

○特定求職者雇用開発助成金
○トライアル雇用助成金
※ハローワークでは受付のみを行い、審査については福岡助成金センターで行います。

ハローワーク(公共職業安定所)所在地等一覧表

ハローワーク名	所在地	電話番号	助成金の申請先	郵送申請の場合	
福岡地区	福岡中央	〒810-8609 福岡市中央区赤坂1-6-19	092-712-8609	福岡助成金センター	
	福岡東	〒813-8609 福岡市東区千早6-1-1	092-672-8609		
	福岡南	〒816-8577 春日市春日公園3-2	092-513-8609		
	福岡西	〒819-8552 福岡市西区姪浜駅南3-8-10	092-881-8609		
北九州地区	八幡	〒806-8509 北九州市八幡西区岸の浦1-5-10	093-622-5566	ハローワーク八幡 又は福岡助成金センター	福岡助成金センター TEL. 092-411-4701
	若松出張所	〒808-0034 北九州市若松区本町1-14-12	093-771-5055		
	戸畑分庁舎	〒804-0067 北九州市戸畑区汐井町1-6 ウェルビリティF	093-871-1331		
	小倉	〒802-8507 北九州市小倉北区萩崎町1-11	093-941-8609	ハローワーク小倉 又は福岡助成金センター	
	門司出張所	〒800-0004 北九州市門司区北川町1-18	093-381-8609		
	行橋	〒824-0031 行橋市西宮市5-2-47	0930-25-8609		
筑後地区	豊前出張所	〒828-0021 豊前市大字八屋322-70	0979-82-8609	ハローワーク行橋 又は福岡助成金センター	
	大牟田	〒836-0047 大牟田市大正町6-2-3	0944-53-1551	ハローワーク大牟田 又は 福岡助成金センター	
	久留米	〒830-8505 久留米市諏訪野町2401	0942-35-8609	ハローワーク久留米 又は 福岡助成金センター	
	大川出張所	〒831-0041 大川市大字小俣614-6	0944-86-8609		
	八女	〒834-0023 八女市馬場514-3	0943-23-6188		
筑前地区	朝倉	〒838-0061 朝倉市菩提寺480-3	0946-22-8609	ハローワーク飯塚 又は福岡助成金センター	
	飯塚	〒820-8540 飯塚市芳雄町12-1	0948-24-8609		
	直方	〒822-0002 直方市大字頓野3334-5	0949-22-8609		
田川	〒826-8609 田川市弓削田184-1	0947-44-8609			

各種助成金の

内容別一覧表

	支給対象等の内容
雇用の維持	景気の変動・産業構造の変化等経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされ、失業を予防するために休業・教育訓練又は出向を行う。
離職する労働者の再就職支援	再就職援助計画等の対象となった労働者に対して、その再就職を実現するための支援を民間の職業紹介事業者に委託して行う。又は、求職活動のための休暇を与える事業主に対して支援を行う。再就職援助計画等の対象となった労働者を早期に雇い入れる。再就職援助計画等の対象となった労働者等の雇入等を行い、それらの労働者に対して訓練を行った事業主に対して支援を行う。
新たな雇入れ等	高齢者・障害者・母子家庭の母などの就職が困難な者・発達障害者・難治性疾患患者・ハローワークや自治体で就労支援を受けている生活保護受給者等及び十分なキャリア形成がなされず正規雇用労働者としての就労が困難な者をハローワーク等の紹介により雇い入れる。
	障害者雇用経験のない中小企業が初めて障害者を雇い入れる（障害者雇用義務のある中小企業事業主）。
	職業経験・技能・知識等から安定的な就職が困難な求職者をハローワーク等の紹介により雇い入れ、その適性や業務遂行能力を見極めるため短期間（原則3か月）のトライアル雇用を実施する。
	障害者をハローワーク等の紹介により雇い入れ、その適性や業務遂行能力を見極めるため短期間（原則3か月）のトライアル雇用を実施する。
	直ちに週20時間以上勤務することが難しい精神障害者及び発達障害者の求職者について、3か月から12か月の期間をかけながら、週20時間以上の就業をめざしてトライアル雇用を実施する。
	建設業における若年建設労働者及び女性建設労働者の確保を図り、もって建設労働者の雇用の安定に資するとともに、中小建設事業主に対して建設労働者の雇用の安定を図るために必要な助成を行うものである。
	雇用情勢が厳しい地域に事業所を設置・整備して地域の求職者を雇い入れる（設置整備に要する費用負担300万円以上）。
中途採用者の雇用拡大・起業による中高年齢者の雇用拡大・東京圏から地方への移住者の雇い入れ。	
障害者の雇用促進・雇用継続	障害者の雇用の促進及び雇用継続のための措置を行う。
労働者等の職業能力の向上又は処遇や雇用環境の改善を図る	雇用管理制度の導入による離職率の低下・人事評価制度の整備による賃金アップ・生産性向上に資する設備投資による賃金アップ・介護事業主介護福祉機器の導入・賃金制度の整備等による離職率の低下（保育・介護事業主）働き方改革のための人材確保。
	有期契約労働者・短時間労働者・派遣労働者等非正規雇用の労働者に対し、事業主が正社員転換制度・処遇改善・健康管理・多様な正社員・パート労働時間延長の制度導入等を行う。
	有期契約労働者・短時間労働者・派遣労働者等非正規雇用の労働者に対し、人材育成のための職業訓練を行う。
	中小建設事業者等が建設労働者に認定職業訓練や技能実習等を受講させる。 中小建設事業者等が認定職業訓練を実施する。
	労働者（有期契約労働者・派遣労働者・短時間労働者等を除く）のキャリア形成のために職業訓練を受講させるまたは教育訓練休暇制度を導入実施する。
65歳以上への定年引上げ等を行う事業主への助成。 高齢者の活用促進のための雇用環境整備の措置又は無期雇用への転換を実施する事業主への助成	
仕事と家庭の両立支援	育児休業の代替要員の確保や円滑な育児休業の取得・復帰等、育児を行う労働者の仕事と家庭の両立支援に取り組む。
	男性労働者が育児休業を取得しやすい職場作りのための取組を行い、一定の育児休業を取得させた事業主への助成。
	仕事と介護の両立に関する取組等を行い、一定の介護休業等を取寄せさせた事業主への助成。
	妊娠・出産、育児又は介護を理由として退職した者を、適正に評価・処遇する再雇用制度を導入し、再雇用する。 女性の活躍推進に取り組む事業主を支援する。
仕事と生活の調和（ワークライフバランス）	年次有給休暇の取得促進、所定外労働の削減、その他労働時間等の設定の改善に取り組む事業主団体・企業への助成。
賃金引上げ対策の補助	中小企業の最低賃金引上げ支援対策補助。
受動喫煙防止対策の補助	中小企業の受動喫煙防止対策補助。

	助成金の名称等	助成の内容等	記載頁	問い合わせ先
	雇用調整助成金	休業手当・賃金負担額の一部を助成	3	福岡助成金センター
	労働移動支援助成金（再就職支援コース・早期雇入れ支援コース）	賃金・再就職支援に関する経費の一部を助成	5	福岡助成金センター
特定求職者雇用開発助成金	特定就職困難者コース 生涯現役コース 生活保護受給者等雇用開発コース 安定雇用実現コース 発達障害者総合性疾患患者雇用開発コース	雇入れ後1年間（障害者等は1年～3年間の賃金の一部を助成	7	福岡助成金センター
	障害者初回雇用コース	障害者雇用義務がある中小企業事業主が初めて障害者を雇い入れた場合に助成（120万円）	12	
トライアル雇用助成金	（一般トライアルコース）	トライアル雇用労働者1人当たり月額4万円（最大3か月）	13	
	（障害者トライアルコース）	トライアル雇用労働者1人当たり月額4万円（最大3か月）	15	
	（障害者短時間トライアルコース）	トライアル雇用労働者1人当たり月額4万円（最大12か月）	16	
	（若年女性建設労働者トライアルコース）	トライアル雇用労働者1人当たり月額4万円（最大3か月）	18	
地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）	雇入れ人数及び設置・整備の費用に応じて48万円～960万円（創業の場合、中小企業の場合1回目の支給額の1/2を上乗せ）	19		
中途採用等支援助成金（中途採用拡大コース・生涯現役起業支援コース・Uターンコース）	中途採用枠の拡大に対する助成や募集や教育訓練など、雇用創出措置に関する費用の一部の助成	22		
障害者雇用安定助成金	障害者職場適応援助コース（訪問型職場適応援助者による支援）	援助を必要とする障害者のために、事業所に職場適応援助者を訪問させる事業主に対して助成	26	福岡助成金センター
	障害者職場適応援助コース（企業在籍型職場適応援助者による支援）	援助を必要とする障害者のために、事業所に職場適応援助者を配置して援助を行う事業主に対して助成		
	障害者職場定着支援コース	障害者を雇い入れるとともに、職場定着のために必要な職場支援員を配置するなどの各措置を行う事業主に 対して助成		
	人材開発支援助成金・障害者能力開発コース（旧障害者職業能力開発助成金）	障害者職業能力開発訓練事業を行う事業主に対し、事業施設等の設置・整備費用又は運営費の一部を助成	48	
障害者雇用納付金制度に基づく助成金	設備等の整備、職場環境の改善等の措置に対する助成	54	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構福岡支部高齢障害者業務課	
人材確保等支援助成金	コースに応じ助成	30	福岡助成金センター	
キャリアアップ助成金	キャリアアップ計画に基づき制度導入等実施した場合助成	37		
金 人 材 開 発 支 援 助 成 金	特別育成訓練コース	訓練実施にかかる経費・賃金について一部助成		41
	建設労働者認定訓練コース・技能実習コース（旧建設労働者確保育成助成金認定訓練コース・技能実習コース）	賃金・経費の一部を助成		47
	特定訓練コース・一般訓練コース・教育訓練休暇付与コース	訓練実施にかかる経費・賃金について一部助成。制度を導入し実施した場合に助成		43
65歳超雇用推進助成金	制度導入・実施した場合に助成対象経費の一部助成等	52	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構福岡支部高齢障害者業務課	
金 両 立 支 援 等 助 成 金	育児休業等支援コース	コースに応じ助成	49	福岡労働局雇用環境等部企画課 (TEL.092-411-4717)
	出生時両立支援コース			
	介護離職防止支援コース			
	再雇用者評価処遇コース			
	女性活躍加速化コース			
時間外労働等改善助成金	コースに応じ助成	50		
業務改善助成金	労働能率の増進に資する設備・器具の導入システム開発費・研修などの経費を助成	51		
受動喫煙防止対策助成金	受動喫煙防止対策費について一部を助成	51	福岡労働局労働基準部 健康課	